

件名	愛媛県林業改良指導員資格試験条例等を廃止する条例
主管課	林業政策課
根拠法令等	農業改良助長法の一部を改正する法律 (平成16年5月26日公布、平成17年4月1日施行) 森林法の一部を改正する法律 (平成16年3月31日公布、平成17年4月1日施行)

【改正の概要】

- 1 愛媛県林業改良指導員資格試験条例の廃止
森林法の改正により、林業改良指導員と林業専門技術員が一元化され、都道府県が条例で定めるところにより行うものとされていた林業改良指導員資格試験制度及び農林水産大臣が行うものとされていた専門技術員資格試験制度が廃止され、同大臣が行う林業普及指導員資格試験制度に統一されたため、条例を廃止する。
- 2 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の廃止
農業改良助長法の改正により、地域農業改良普及センターの必置規制が廃止されたため、条例を廃止する。
- 3 愛媛県改良普及員資格試験条例の廃止
農業改良助長法の改正により、改良普及員と専門技術員が一元化され、都道府県が条例で定めるところにより行うものとされていた改良普及員資格試験制度及び農林水産大臣が行うものとされていた専門技術員資格試験制度が廃止され、同大臣が行う普及指導員資格試験制度が制定されたため、条例を廃止する。
- 4 野村ダム建設に係るかんがい用水負担金徴収条例の廃止
野村ダム建設費用のうち、かんがい用水分の地元負担金について、平成16年12月30日をもって関係土地改良区全てから徴収が終了し、所期の目的を達したので条例を廃止する。
- 5 愛媛県生活安定福祉基金条例の廃止
他制度の充実等により所期の目的を達したので条例を廃止する。
なお、返還については、なお従前の例による。

施行日 平成17年4月1日(4は、公布日施行、5は、平成17年3月31日)

【その他参考事項】

生活安定福祉基金に基づく資金の貸付状況

	生活安定資金		施設運営安定資金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(千円)
平成12年度	26	3,100,000	12	88,000
平成13年度	25	3,300,000	10	74,000
平成14年度	3	350,000	9	66,000
平成15年度	1	150,000	9	66,000
平成16年度	0	0	5	31,000